

# 兵庫県公報

令和3年6月30日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

規 則	ページ
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）……………	1

## 公布された法令のあらまし

### ◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第34号）

- 1 令和2年度の包括外部監査の結果を踏まえ、普通県営住宅の入居者の抽選事務の適正化を図るため、入居の申込みをした者のみを立会人とする旨の規定を改めることとした。
- 2 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正により、入居の際における同居親族以外の直系血族及び配偶者を同居させようとするときの届出制度を廃止することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 3 公営住宅法施行令の一部改正により、入居者の収入認定に係る寡夫控除が廃止され、ひとり親控除が創設されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 4 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	明石大久保南住宅	明石市大久保町西脇	112戸

- 5 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。  
普通中層耐火住宅 4団地 113戸  
普通簡易耐火住宅 19団地 131戸
- 6 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。  
普通高層耐火住宅 6団地 7戸  
普通中層耐火住宅 1団地 1戸
- 7 普通県営住宅に設置する駐車場の整備に伴い、その名称、位置等を定めることとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額の限度額（円）
明石大久保南住宅駐車場	明石市大久保町西脇	8,200

## 規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 兵庫県規則第34号

#### 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第5条中「のうち2名以上の者」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、入居の申込みをした者を立ち会わせることができないときは、当該抽せん事務に従事する者以外の者を立ち会わせるものとする。

第29条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款中192の項を193の項とし、191の項を192の項とし、190の項を191の項とし、189の項の次に次のように加える。

190	H30	明石大久保南住宅	明石市大久保町西脇	9階建 7階建	9	0.6488	55,200
					14	0.7947	66,900
					18	0.7947	70,200
					14	0.8250	66,900
					18	0.8250	70,200
					7	0.9384	79,000
					18	0.9384	82,800
					14	1.1130	93,700

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款1の項中

「

20	0.2354	16,300
23	0.2408	16,300
3	0.2436	16,800
1	0.2437	16,800
1	0.2441	16,900

」

を

「

13	0.2354	16,300
11	0.2408	16,300
2	0.2436	16,800

」

に、

「

21	0.2702	17,700
18	0.2764	17,700
1	0.2795	18,200

」

を

「

3	0.2702	17,700
1	0.2764	17,700

」

に改め、同款105の項中

「

15	0.3618	35,300
1	0.3696	35,300

」

を

「

2	0.3618	35,300
---	--------	--------

」

に改め、同款116の項中

「

8	0.3467	42,700
3	0.3546	42,700
1	0.3570	43,800

」

を

「

2	0.3467	42,700
1	0.3546	42,700

」

に改め、同款135の項を次のように改める。

135	削除
-----	----

別表第1の1の部普通簡易耐火住宅の款8の項中

「

30	0.3065	12,400
----	--------	--------

」

を

「

12	0.3065	12,400
----	--------	--------

」

に改め、同款12の項中

「

6	0.2962	14,100
4	0.3026	14,100

」

を

「

3	0.2962	14,100
1	0.3026	14,100

」

に改め、同款13の項中

「

9	0.2898	14,100
1	0.2962	14,100

」

を

「

4	0.2898	14,100
---	--------	--------

」

に改め、同款15の項中

「

12	0.3198	15,300
2	0.3267	15,300

」

を

「

6	0.3198	15,300
---	--------	--------

」

に改め、同款17の項中

「

9	0.2776	17,400
1	0.2841	17,400

」

を

「

2	0.2776	17,400
---	--------	--------

」

に改め、同款18の項中

「

3	0.1988	15,800
7	0.1988	21,500

」

を

「

2	0.1988	15,800
---	--------	--------

」

に改め、同款19の項中

「

6	0.3786	23,500
5	0.3873	23,500

」

を

「

5	0.3786	23,500
3	0.3873	23,500

」

に改め、同款20の項中

「

8	0.3979	21,900
---	--------	--------

」

を

「

4	0.3979	21,900
---	--------	--------

」

に改め、同款21の項中

「

9	0.3893	23,600
---	--------	--------

」

を

「

3	0.3893	23,600
---	--------	--------

」

に改め、同款22の項中

「

9	0.3786	23,500
9	0.3786	23,700

」

を

「

3	0.3786	23,500
5	0.3786	23,700

」

に、

「

4	0.3873	23,700
---	--------	--------

」

を

「

3	0.3873	23,700
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.3919	25,200
1	0.3920	25,900

」

を

「

1	0.3919	25,200
---	--------	--------

」

に改め、同款23の項中

「

7	0.4047	22,600
3	0.4134	22,600

」

を

「

4	0.4047	22,600
2	0.4134	22,600

」

に改め、同款25の項中

「

7	0.3786	23,700
5	0.3873	23,700

」

を

「

4	0.3786	23,700
3	0.3873	23,700

」

に改め、同款27の項中

「

3	0.3883	27,300
1	0.4016	29,100

」

を

「

1	0.3883	27,300
---	--------	--------

」

に改め、同款29の項中

「

3	0.4216	29,700
---	--------	--------

」

を

「

1	0.4216	29,700
---	--------	--------

」

に改め、同款30の項中

「

5	0.4507	33,200
---	--------	--------

」

を

「

1	0.4507	33,200
---	--------	--------

」

に改め、同款31の項中

「

40	0.5076	31,100
14	0.5495	31,400

」

を

「

25	0.5076	31,100
6	0.5495	31,400

」

に改め、同款34の項中

「

5	0.5554	46,600
---	--------	--------

」

を

「

1	0.5554	46,600
---	--------	--------

」

に改め、同款35の項中

「

8	0.4188	32,400
---	--------	--------

」

を

「

3	0.4188	32,400
---	--------	--------

」

に改め、同款36の項中

「

1	0.3825	28,400
2	0.3825	37,600

」

を

「

1	0.3825	28,400
---	--------	--------

」

に改め、同表2の部普通高層耐火住宅の款2の項を次のように改める。

2	削除
---	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款3の項中

「

1	0.4767	34,600
1	0.6825	45,900

」

を

「

1	0.4767	34,600
---	--------	--------

」

に改め、同款22の項中

「

1	0.9779	72,500
1	0.9779	75,800

」

を

「

1	0.9779	72,500
---	--------	--------

」

に改め、同款31の項を次のように改める。

31	削除
----	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款37の項中

「

2	1.0928	108,800
---	--------	---------

」

を

「

1	1.0928	108,800
---	--------	---------

」

に改め、同款64の項中

「

2	1.0473	75,000
---	--------	--------

」

を

「

1	1.0473	75,000
---	--------	--------

」

に、

「

6	1.0473	79,600
---	--------	--------

」



を

「

5	1.0473	79,600
---	--------	--------

」

に改め、同部普通中層耐火住宅の款25の項を次のように改める。

25	削除
----	----

別表第5明石大久保第2鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

明石大久保南住宅駐車場	明石市大久保町西脇	8,200
-------------	-----------	-------

様式第1号中

「

郵便番号		電話番号 ( )	—	番
------	--	----------	---	---

」

を

「

郵便番号		電話番号 ( )	—
		電子メール	

」

に、

「

諸控除の種類					
寡婦・寡夫	老人扶養	老人配偶者	障害者	特別障害者	特定扶養

」

を

「

諸控除の種類					



--	--	--	--	--	--	--	--	--

を  
「

控除内容								
ひとり親	寡婦	老人扶養	老人配偶者	障害者	特別障害者	特定扶養	同居・扶養	給与所得等

に改める。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号 削除

様式第20号及び様式第21号中

「

控除内容						
寡婦・寡夫	老人扶養	老人配偶者	障害者	特別障害者	特定扶養	同居・扶養

を  
「

控除内容								
ひとり親	寡婦	老人扶養	老人配偶者	障害者	特別障害者	特定扶養	同居・扶養	給与所得等

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則様式第1号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始される兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号。以下「条例」という。）第4条（条例第6条において準用する場合を含む。以下同じ。）

の規定による県営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをする者及び条例第5条各号（条例第6条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる理由がある場合において施行日以後に県営住宅の入居の申込みをする者について適用し、施行日前に開始された条例第4条の規定による県営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び条例第5条各号に掲げる理由がある場合において施行日前に県営住宅の申込みをした者については、なお従前の例による。